

縦覧及び意見書提出について

今回の道路・公園配置の変更に際しましては、**事業計画変更（案）の縦覧**を行います。
また、利害関係のある方は、熊本県知事に**事業計画変更（案）に対する意見書の提出**ができます。

縦覧及び意見書提出の期間や場所については、以下をご参照ください。

■事業計画変更（案）の縦覧及び意見書提出の期間について

	縦覧及び意見書提出の期間、受付時間	備考
事業計画変更（案）の縦覧	【縦覧の期間】 令和5年12月6日（水）～令和5年12月19日（火） 【受付時間】 8時30分～17時15分	縦覧期間は土日祝も含まれます
変更（案）に対する意見書の提出	【意見書の提出の期間】 令和5年12月6日（水）～令和6年1月8日（月） 【受付時間及び提出期限】 ○直接提出：8時30分～17時15分 ○郵送：令和6年1月8日（月）当日消印有効 ○FAX・メール：令和6年1月8日（月）17時15分まで	意見書の提出期間は土日祝も含まれますが、年末年始（12/29～1/3）は除く。

■事業計画変更（案）の縦覧及び意見書提出の場所について

	縦覧及び意見書提出の場所	意見書提出の方法
①	熊本県 土木部 道路都市局 都市計画課 人吉・益城復興推進室 所在地 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 電話 096-333-2526 FAX 096-387-1152 メール toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp	直接提出 郵送 FAX・メール
②	熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 所在地 上益城郡益城町大字福原790 電話 096-234-7314（直通）	直接提出のみ
③	益城町役場 復興整備課 所在地 上益城郡益城町大字宮園702 電話 096-289-2930（直通）	直接提出のみ

■意見書の記載：特に定められた様式はありませんが、次の項目を記載ください。

- 意見書提出者の住所、氏名及び連絡先、作成日
- 意見書の提出の対象である事業計画の案の名称
（名称）熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更案
- 事業計画変更（案）に対する意見
- 土地区画整理事業第5条第5項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭による意見陳述の申し出の有無
（例）口頭意見陳述の申し出を行います（又は行いません）。

◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問合せ先

〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790
熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 電話：096-234-7314（直通）
〒861-2295 上益城郡益城町大字宮園702 益城町役場 2F
益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930（直通）

◆ホームページ

【熊本県】 <https://www.pref.kumamoto.jp/> 【益城町】 <https://www.town.mashiki.lg.jp/>

区画整理だより



日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

令和5年8月2日、益城町役場において第16回土地区画整理審議会を開催し、第11期仮換地指定（案）についてご審議いただきました。審議会での答申を踏まえ、第11期仮換地指定を行った箇所は下図のとおりです。

対象権利者の皆様へ仮換地指定通知を郵送又は持参し、通知内容と今後のスケジュールについて説明させていただきます。

今後も引き続き、権利者の皆様の生活再建や道路等の供用開始時期を踏まえた仮換地指定に向け、皆様への説明を丁寧に行ってまいります。

進捗状況
（令和5年11月1日時点）

	進捗率
仮換地指定	83%
工事着手	57%
宅地引渡し	36%

※仮換地指定：第11期仮換地指定箇所を含む。
※進捗率：画地ベース

【凡例】	
■	①仮換地指定箇所（街区全部）
■	②仮換地指定箇所（街区の一部）
■	③第11期仮換地指定箇所 （街区単位で指定を終えた街区）

※ 街区単位で着色しています。

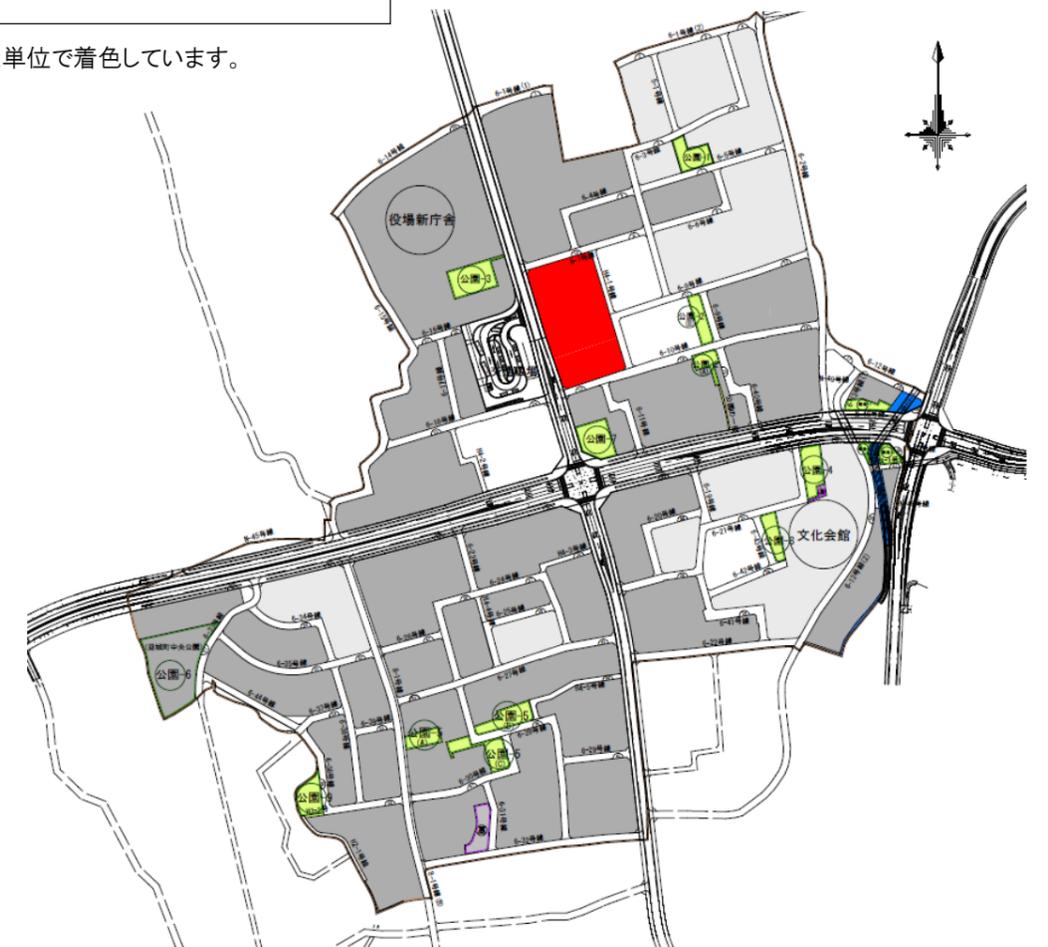


図1 第11期仮換地指定箇所図

事業計画の変更（案）について

将来の管理者となる益城町から県に、地元意見を踏まえ、道路及び公園の配置変更等を行いたい旨の要請がありました。この要請を受け検討した結果、文化会館とその周辺街区の土地利用が更に増進すると判断し、要請内容に基づく事業計画の変更（案）を策定しました。

昨今、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染を未然に防ぐため、説明会に代え本よりにてご説明させていただきます。なお、内容についてご不明な点やお聞きになりたいことがある場合は、担当者より個別にご説明させていただきますので、たより末尾のお問合せ先まで連絡をお願いします。

■ 設計図の変更（案）

凡	例
	地区界
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	公園・緑地
	河川
	官公署
	墓地

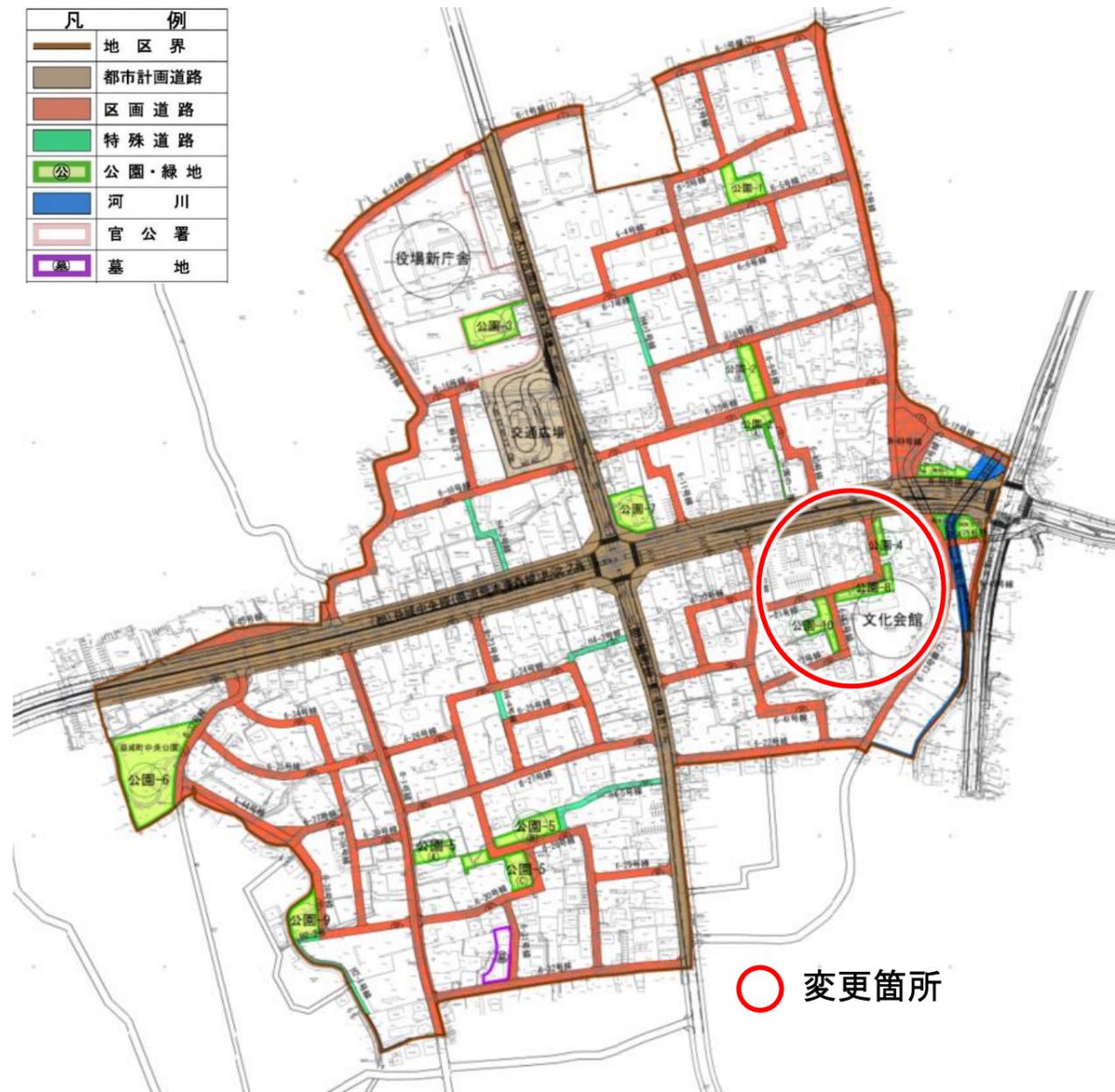


図2 設計図の変更（案）

■ 変更箇所(拡大図)

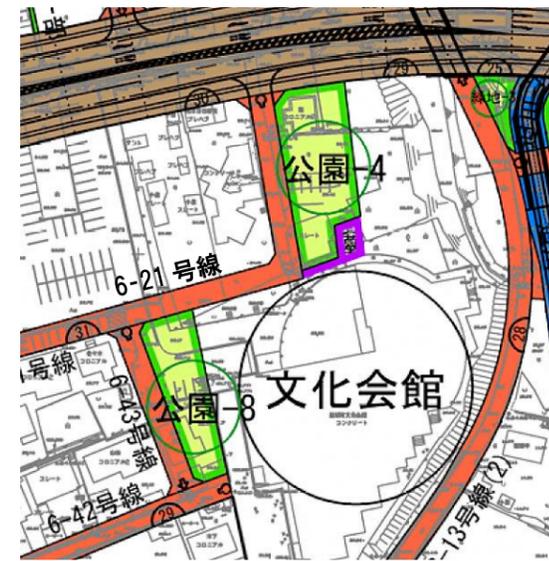


図3 変更前

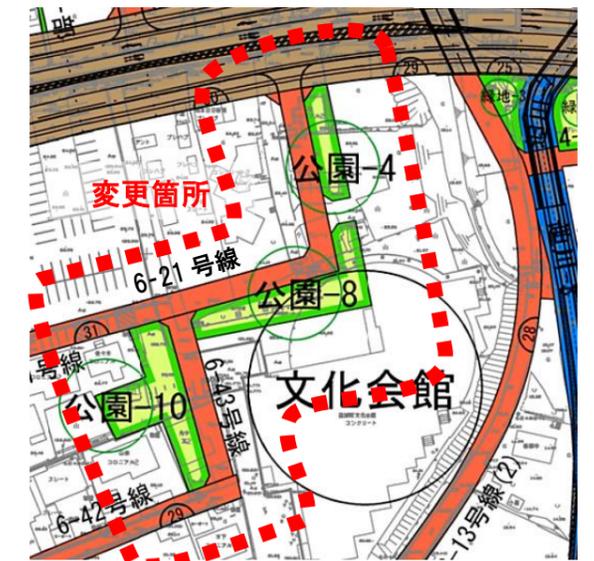


図4 変更（案）

変更内容

- 地元意見を踏まえた益城町からの要望を受け、文化会館と一体となった公園の利活用のため、公園の位置及び形状を変更する。
- プロムナードと一体となった道路空間創出のため、6-21号線の位置を東側に変更する。また、文化会館の搬入車両乗入れのため、6-43号線の位置を東側に変更する。

イメージパース

(図5)

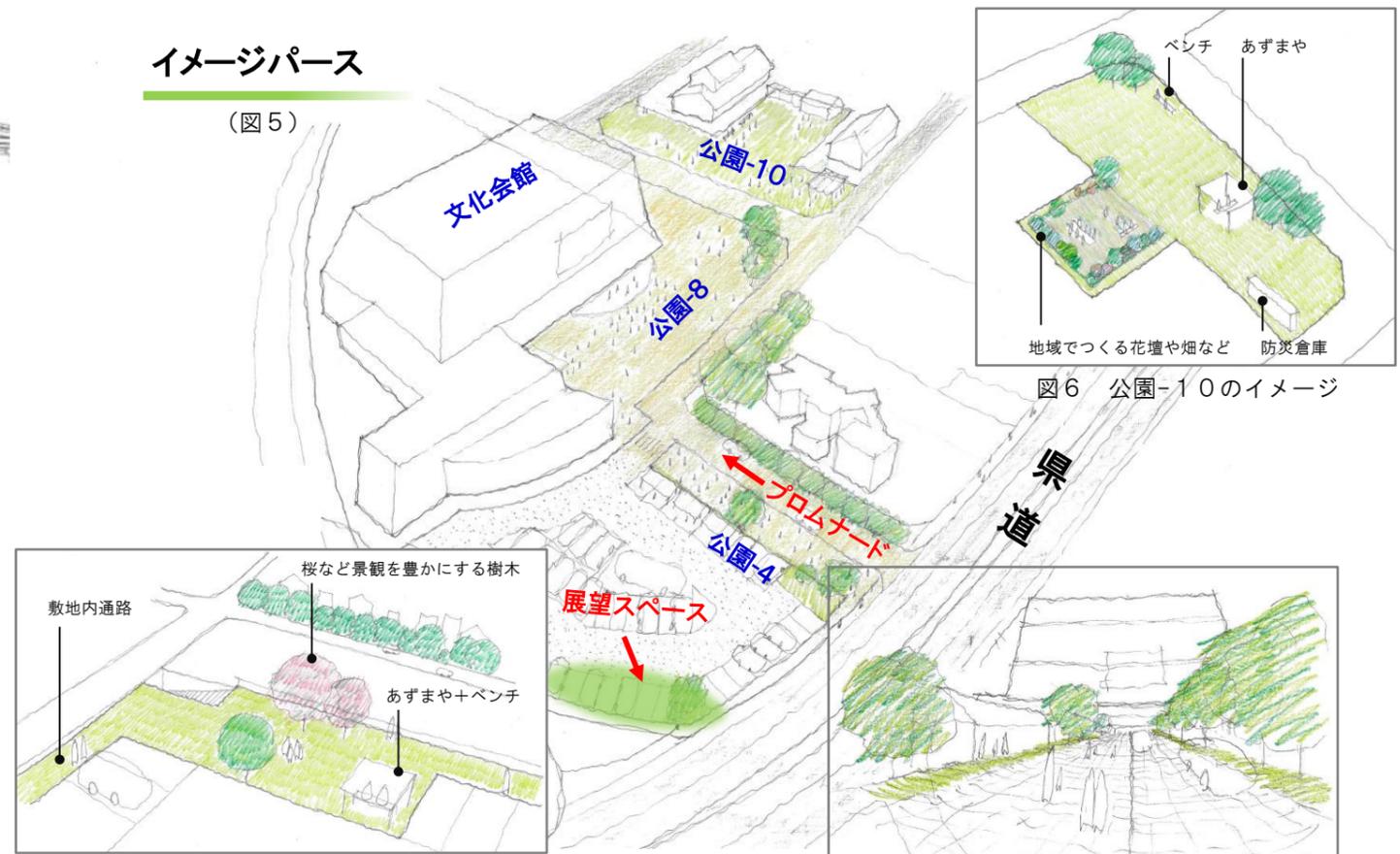


図7 展望スペースのイメージ

図8 プロムナードのイメージ